

第3回県内水道経営検討委員会の概要

1. 日 時 平成17年11月21日(月) 午前10時~午前12時
2. 場 所 県文書館6階多目的ホール
3. 出席委員 太田委員、小泉委員、坂本委員長、文入委員、古米委員(五十音順)
4. 会議概要(主な意見)

県内水道の課題への対処方策について(続き)

《安全性》

水質管理の計画的な強化について、水質検査等の委託や共同検査体制の構築を進めたり、充実を図るべきである。水源水質は、県内の他の水質を管理している機関と分担・共同して検査を行うことも考えるべきである。

水源水質の保全について、住民の参画を促すためには、住民に分かりやすいように水質管理の状況等の情報を提供して住民の意識を高めるべきである。

水源水質の保全について、広域的な流域管理のビジョンを示す中で、県、市町村の役割と共に、住民の役割も明確にしていく必要がある。また、その枠組みの中で広域化も位置付けるべきである。

水源水質について、県レベルで考えるのは困難であるが、水資源の再配分を行い良質な水源を水道に向けるなど、長期的な視点で検討する必要がある。

《安定性》

既に老朽化している管や施設のみならず、現在は問題の無い管や施設もやがて老朽化する。長期的に見れば、これまでにほぼ全域に普及した水道を、もう一度作り直す時代となっている。課題を短期的ではなく長期的に捉え、個々の事業者で対応すべきか、より広域的に対応すべきか考えるべきである。

石綿セメント管や鉛管の早期取り替えや災害への対応を早急に実施すべきであり、また対応の見通しを県民に分かりやすく示すべきと考える。

《持続性》

水道資産の計画的な再投資について、拡張投資は、資金を企業債で調達し、増加した給水人口による料金増収を財源に事後的に回収・償還すれば良かったが、成熟期における再投資は、新たに料金収入が増加するわけではないので、説明責任を果たしつつ住民に相応の負担を求めざるを得ない。投資水準を極力平準化し、財務運営と投資計画を一体として考える必要がある。

経営健全化の促進について、人口が密集した恵まれたところで県営水道により水が供給されている地域もある一方、技術者の少ない小規模の市町村営水道により水が供給されている地域もあり、県民全体の負担のあり方について、現在の格差を示しつつ議論すべきである。

経営健全化の促進について、統合・広域化等の効果を財務面でのシミュレーションをしつつ議論すべきと考える。

経営健全化の促進について、事業者の努力により管理可能・不能なコストを分け、各事業者の業務状況や効率性が明確になるよう共通の指標を示した上で、広域化等を議論すべきと考える。

経営健全化の促進について、民営化も選択肢の一つとして、その効果と導入における課題を検討すべきである。

統合・広域化について

広域化に対する全国的な動向としては、国において昭和41年に水源から末端まで一貫した広域水道を理想とする審議会答申が打ち出された。しかし、実現に難しい面もあり、昭和48年にその理想像に至るアプローチ方策として、水源確保が厳しい時期なので用水供給事業を経過的段階として評価する答申が出された。ただし、将来像としては末端までの統合を視野に入れていた。これまで用水供給は県営と企業団営という形で広域化が進んだが、末端給水では、規模が大きい事業者はほとんどできなかった。

昭和40年代から全国で進んだ従来の広域化の事例では、水資源の確保が第一の目的であった。

これからの広域化は、今後は水需要も大幅には増えないという状況の中で、長期的な視点で次の世代に受け継ぐ水道の理想像を創っていくということを第一に考えていかなければならない。

統合・広域化の目的として、総合的な水管理のほか効率化、サービス向上、料金水準の平準化などが挙げられる。

- ・ 統合・広域化すれば自然に効率化が図られるということではないので、施設の統廃合等、効率化に必要な条件を明確にした上で計画的に進める必要がある。その際には、施設整備の面では、人口減少社会における市街地形成の考え方を見据えつつ効率化を考えていくべきである。
- ・ 安全性や安定性において、より高い水準を目指すためには当然に費用が必要となる。たとえ統合・広域化により効率化が図られたとしても、安全性や安定性のレベルに見合った新たな負担が必要になる場合もある。それをどのように負担分任していくのかということも議論する必要がある。
- ・ 料金水準の平準化については、平準化自体ではなく、水道という必要不可欠なインフラについて、利用者が負担すべき部分は何か、県民が共同で支えていく部分は何か、どのように共同で支えてゆくべきか、という高いレベルから位置付けて議論すべきである。

千葉県は、水資源の確保という点ではリスクの大きい地域である。新たなダム建設が難しい中で、気候の変動など将来の不確実性を念頭に置きつつ、いかに県民に

安全で安定した水を供給し続けるかということも、広域化の議論において踏まえる必要がある。

統合・広域化ありきの議論ではなく、統合・広域化にどのようなメリットがあるかの議論をすべきである。今、達成できている水道の水準を次の世代にどう担保していくのか。現在のままでは問題があると認識している場合に、どのような対処方策があるのか。統合・広域化は水質の向上といった安全性や経営基盤の強化といった持続性などを担保し得る方策の一つであると考えことから、統合・広域化を行い、そのメリットを最大限に発揮させる、という議論が重要となる。

今後の水道のビジョンを各地域で検討すべきであるという考えが厚生労働省から示された。広域の用水供給事業との関係や将来の統合・広域化を見据えつつ各事業体は自らのビジョンを考える必要がある。千葉県における現在の議論は、地域水道ビジョンを先取りするものであるため、各事業体でも積極的にビジョンづくりを検討していただきたい。

民営化・民間委託等について

次世代の水道における統合・広域化は、これまでの統合・広域化とは異なったものであると考え、場合によって料金統一や民間の導入について柔軟な対応も考えられる。積極的に民間を活用しつつ統合することがあっても良い。民営化のリスクを踏まえて民に委ねることのできないところと、民に委ねてコストダウンを図ることのできることを考えていく必要がある。

水道の運転管理等の技術は、各現場固有で置換性が薄いことから、技術職員を長期固定的に配置することが求められる。水道事業体で第三者委託の必要性が高まってきたのは、各事業体内部で人材を確保することが困難になってきたことがある。民間でも、現場技術者の確保が必要であることには変わりなく、この点は民間に移管したとしても大きなハードルになる。

現場技術の置換性が薄いという特性に加えて、今後設備投資の資金確保や施設建設を含む経営の包括的な民間委託も可能性があることを考慮すると、第三者委託等においては当初の契約事業者が他の事業者に対して比較優位を保つ可能性が高いと考える。サービス水準が維持されるのかどうか、委託先の民間事業者を総合評価できる能力を委託者である行政が持つことが必須である。

民間委託にふさわしい民間事業者がいるのかどうかということが重要であり、県民が毎日安心して水を飲めることが担保されない限りは、安易に民間委託すべきではない。

民間委託等は、効率性が向上する部分は進めていくべきだが、水道の目標も含む最終的な責任をどこまで取れるのか十分考慮する必要がある。